

【公的研究費の不正防止への対応について】

1. 学内の責任体制

公的研究費等を適正に運営・管理するため、以下の責任者を置いています。

◇最高管理責任者（学長）

本学における公的研究費の運営・管理全般を統括し、その運営・管理について最終的な責任を負う

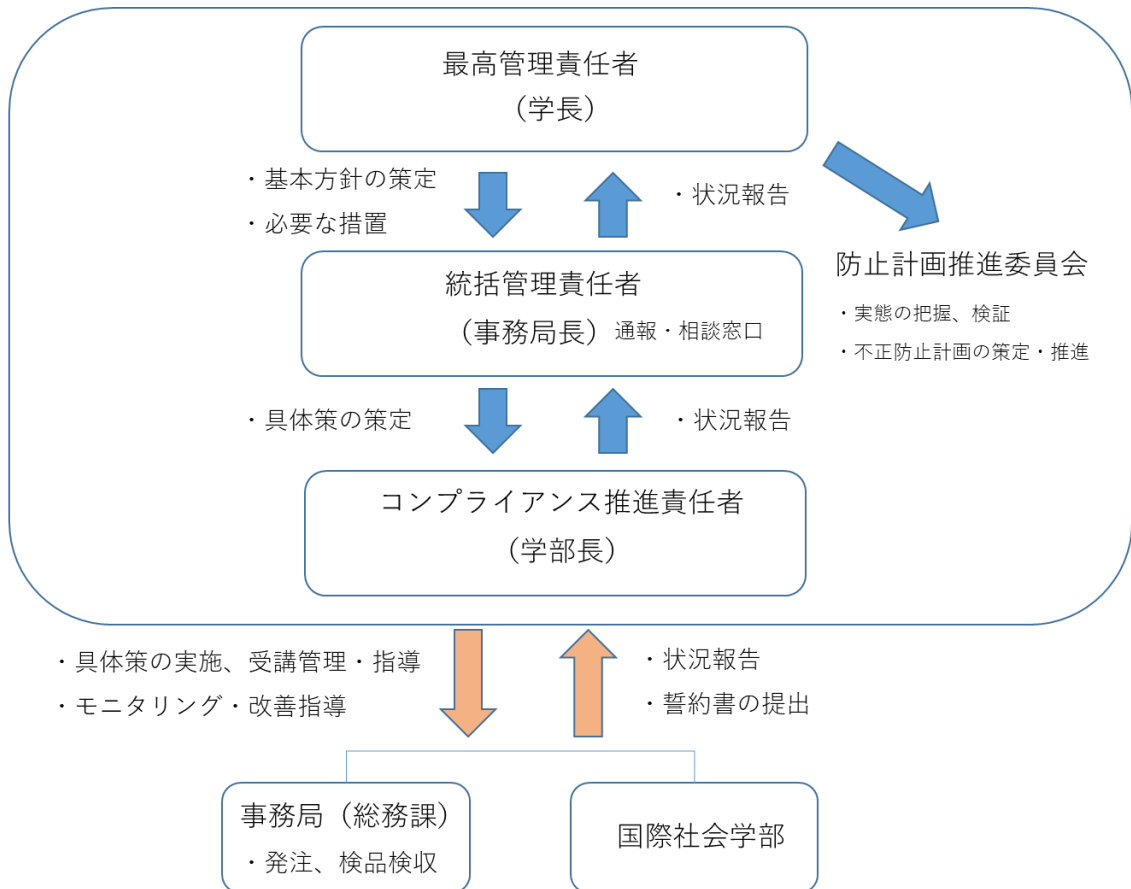
◇統括管理責任者（事務局長）

最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について実質的な責任と権限をもち、本学全体を統括する

◇コンプライアンス推進責任者（学部長）

各部局における公的研究費の使用及び管理について実質的な責任と権限を持つ

研究費の不正防止に関する責任体系図



2. 通報・相談窓口

公的研究費の不正使用に関する通報・相談窓口を以下の通り設置しています。

- ・窓 口：事務局長（共愛学園前橋国際大学事務局内）
- ・電 話：027-266-7575
- ・F A X：027-266-7576
- ・メール：furuta@c.kyoai.ac.jp ※件名に「公的研究費の不正使用に関して」と記載して下さい。
- ・郵 送：〒379-2192 群馬県前橋市小屋原町 1154-4

* 通報に係る留意点

- ・通報者が通報によって不利益な取り扱いを受けることのないよう十分な配慮を行います。
- ・告発は原則として顕名（記名）とします。
- ・通報事案の調査を行うにあたり、調査への協力を求めることがあります。
- ・調査の結果、悪意に基づく告発であることが判明した場合、通報者の氏名の公表等、必要な措置を取ることがあります。